

倫理・コンプライアンス規程

第1章 総則

（目的）

第1条

本規程は、株式会社Kids Public（以下「会社」という）のすべての役員および従業員が、法令を遵守し、高い倫理観をもって誠実に業務を遂行するための基準を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条

本規程は、役員（取締役、監査役）、および会社と雇用関係（労働契約関係）にあるすべての者に適用する。

第2章 推進体制

（コンプライアンス担当組織）

第3条

1. コンプライアンスの推進、施策の実施、および社内への周知徹底に関する実務は、代表取締役が指名する役職員（以下「担当組織」という）がその実施を担うものとする。
2. 担当組織は、定期的にコンプライアンスの遵守状況を確認し、必要に応じて代表取締役および取締役会に報告しなければならない。

第3章 倫理行動基準

（基本的人権の尊重）

第4条

1. 会社は、基本的人権を尊重し、人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、心身の障害、疾患などによる不当な差別や人権侵害を行わない。
2. 会社は、ハラスメント（パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント）のない職場環境を維持する。

（反社会的勢力の排除）

第5条

1. 会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断し、不当な要求には毅然として拒絶する。
2. 反社会的勢力から不当な介入を受けた場合は、速やかに警察等の外部専門機関と連携し、組織的に対応する。

（公正な取引）

第6条

会社は、取引先に対して誠実に接し、関連法令を遵守して公正かつ自由な競争を行う。不当な贈収賄や、社会通念上許容される範囲を超えた接待・贈答の授受を行わない。

第4章 利益相反の防止

（利益相反の禁止）

第7条

1. 役員および従業員は、会社の利益と相反する恐れのある行為を行ってはならない。
2. 役員および従業員は、自己または第三者の利益のために、会社の地位や業務上の立場を利用してはならない。
3. 会社は、役員および従業員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図るものとする。

（承認および報告）

第8条

利益相反が生じる恐れのある取引（役員またはその近親者が実質的に支配する法人との取引等）を行う場合は、あらかじめ取締役会の承認を得なければならない。

第5章 内部通報および不正への対応

（内部通報制度）

第9条

1. 法令違反、不正行為、または本規程に違反する行為を発見した者は、代表取締役または社外に設置された相談窓口に通報することができる。
2. 会社は、通報者のプライバシーを保護し、通報したことを理由として、当該通報者に対し解雇その他の不利益な取扱いを行わない。

（不正発生時の対応）

第10条

1. 不正事案が発生した場合は、速やかに原因究明、関係者に対する厳格な処分、および再発防止策を講じる。
2. 前項の内容については、必要に応じてその内容を公表し、透明性の確保に努める。

第6章 雑則

（懲戒）

第11条

本規程に違反した従業員に対しては、就業規則に基づき懲戒処分を行う。また、役員に対しては、委任契約の解除や役員報酬の減額、法令に基づく損害賠償等、その責任の重さに応じた適切な処置を行う。

（改廃）

第12条

本規程の改廃は、取締役会の決議により行う。

附則

本規程は、2026年6月1日から施行する。